

忘れずに!

期限内納税は社会のルールです

市税納期（口座振替日）一覧表

各月末（12月は25日）。ただし、土・日・祝日の場合は翌日または翌々日。

市税の納期限

4月		※固定資産税第1期・全期	
5月			※軽自動車税全期
6月	※市・県民税第1期・全期		
7月		固定資産税第2期	
8月	市・県民税第2期		
9月			
10月	市・県民税第3期		
11月			
12月		固定資産税第3期	
1月	市・県民税第4期		
2月		固定資産税第4期	
3月			

※中旬に納税通知書と各期分・全期分の納付書（口座振替を除く）が郵送されます。

【税金の前納報奨金制度】

みなさんに納めていただく市税には、納期前納付の報奨金制度があります。この制度は、納税通知書に書かれている税額のうちまだ納期がきていない税金を1期分と一緒に納めた場合、その納付額の0.5/100（1つの納期に係る税額は30万円を限度とします。）に、その納期までの月数をかけた額を報奨金として納税者に交付するものです。（ただし、その額が100円未満の場合は交付されません。）

納期限までに納付がないと…

納期限までに納付されない場合は滞納となり、下記の金額が加算されます。

【延滞金】

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年7.3%※）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収します。ただし、延滞金に100円未満の端数がある時、またはその全額が1,000円未満の時は切り捨てとなります。

※当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

【督促手数料】

定められた納期限までに納付がないと、督促状が発送されます（納期限の翌日から50日以内）。また、督促状が寄せられた日の翌日から100円の督促手数料が徴収されます。

滞納が続くと、税負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差押えをする場合があります（差押えする財産は不動産、給料、預貯金などです）。納付が困難な時（例えば、災害や病気、そのほか特別な事情がある場合）は納税課へご相談ください。

インターネット公売

始めます



市では、差押え物件を、インターネットで公売（オークション）することを予定しています。

対象物件

不動産および動産（絵画、骨董品など）

詳細は、随時お知らせしていきます。

問 員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859

—お忘れのないようお納めください—

4月の納付は 固定資産税 第1期・全期  
介護保険料 第1期

納期限（※口座振替日）4月30日(水)

※前日までに預金通帳残高をご確認ください。  
なお、納付には便利な口座振替制度をご利用ください。  
お申し込みはお近くの指定金融機関等で！

問 員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859  
大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114